

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局 産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-5	時効により、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅していますが、どのようにしたらよいですか。(令和5年4月1日追加)

【答】

アスベストを取り扱う作業（C-1参照）に従事したことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等が原因で、令和8年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金（特別遺族年金または特別遺族一時金）が支給されます。

（特別遺族給付金の請求期限が令和14年3月27日までに延長されました。）

現行法上、石綿救済法の特別遺族一時金は、次の場合に支給されます。

- (1) 石綿救済法の施行日（平成18年3月27日）等において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。
- (2) 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1,200万円未満のとき。

特別遺族給付金や労災保険の遺族補償については、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

※労働基準監督署の一覧はG-11をご覧ください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/izoku/index.html

神奈川県労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>